

沿岸広域振興局長告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年9月22日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市小友町字小崎下103番地先から20番3地先まで	新	A 32.0～13.7 m	m 327.4
陸前高田市小友町字小崎下103番地先から20番3地先まで	旧	A 32.0～13.7	327.4
陸前高田市小友町字茶立場12番6地先から55番1地先まで		B 25.7～8.6	323.9
陸前高田市小友町字後谷地18番1地先から字小崎下20番4地先まで		C 16.9～3.8	531.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成29年9月22日から同年10月23日まで